

総務市民常任委員会会議録

〔令和6年12月定例会〕

12月23日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年12月23日(月)会場:第2委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
本会議 休憩中	議案第71号	筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	2
	議案第73号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	国保年金課	10

令和6年第5回(12月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和6年12月23日(月)午前10時13分

○場 所

第2委員会室

○出席委員(7名)

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(4名)

議員	西村和子	議員	古賀新悟
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子

○出席説明員(7名)

企画政策部長	宗貞繁昭	人事課長	永田貴也
行政管理担当係長	平島知子	人事担当係長	中村淳二
市民生活部長	杉村真子	国保年金課長	坂田浩章
国保担当係長	宮下無双		

○出席事務局職員(3名)

局長	荒金達	課長	高木美智子
主事	井形光介		

開会 午前10時13分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に4名の議員が傍聴に出席していますので、あらかじめ報告をしておきます。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、私、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、そして出席職員を紹介をしていただいた後、議案審議に入りたいと思います。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。

本日は、議案第71号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員を紹介させていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君） 平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第71号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

執行部から説明を求めます。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第71号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

まずは本日の総務市民委員会の資料といたしまして御提出しております、国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律について御説明をさせていただきます。この資料におきまして、今年度の国家公務員の一般職の給与改定の状況をまとめております。

まず、令和6年の人事院勧告については、令和6年8月8日に一般職の国家公務員の月例給及び各種手当についての勧告が出されております。

これを受けての国の対応でございますが、11月29日の閣議において、人事院勧告どおりの給与改定を実施するものとの決定がなされ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律として既に国会で可決がなされている状況でございます。

具体的な改正内容でございますが、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に月例給を引き上げ、令和6年4月に遡り、平均3.0%の改定が行われます。

また、ボーナスの改定については、年間の支給月数を4.5か月分から4.6か月分に0.1か月分を引上げ、令和6年12月期からの改定とされております。

また、令和7年度からの制度改正といたしまして、地域手当の支給割合の見直し、通勤手当の支給上限金額の引き上げ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当への上乗せ、管理職員特別勤務手当の支給条件の見直し、住居手当の支給対象者の拡大などの改定が行われます。

また、月例給においても、管理職員の職責を重視する体系に職給料表が見直され、職務や職責に応じた給与体系に切替えが行われることとなります。

以上が今年度の人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定の状況でございます。

それでは、引き続きまして、議案第71号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をさせていただきます。

改正内容についてでございますが、提案内容補足説明書の5ページをよろしくお願いたします。

今回の条例改正につきましては、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改定内容に準じて筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。

まず、給料表につきましては、令和6年4月に遡り、正規職員で平均3.4%引上げをさせていただきます。

次に、期末手当の支給月数につきましては、会計年度任用職員を含む一般職について、令和6年度は12月支給の期末手当の支給月数を1.225月分から1.275月分に0.05か月分を引き上げ、年間支給月数を2.5か月分とするものでございます。令和7年度につきましては、年間支給月数は2.5か月分で、6月と12月支給分を均等にするために、それぞれ1.25か月分の支給とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員や再任用職員につきましては、令和6年度の年間支給月数を1.4か月分とし、12月支給分を0.6875月分から0.7125月分に0.025か月分を引き上げるものとし、令和7年については、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.7か月分の支給とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給月数につきましては、会計年度任用職員を含む一般職について、令和6年度は12月支給分の勤勉手当の支給月数を1.025か月分から1.075か月分に0.05か月分を引き上げ、年間支給月数を2.1か月分とするものでございます。令和7年度につきましては、年間支給月数は2.1か月分で、6月支給分と12月支給分を均等にするために、それぞれ1.05か月分の支給とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員や再任用職員につきましては、令和6年度の年間支給月数を1.0か月分とし、12月支給分を0.4875か月分から0.5125か月分に0.025か月分を引き上げるものとし、令和7年度につきましては、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.5か月分の支給とするものでございます。

次に、級別標準職務表の改正でございます。こちらにつきましては、令和6年度から専門職として社会福祉士を採用したために、級別標準職務表に社会福祉士を追加するものでございます。

続いて、7ページ中ほどから8ページにかけての(5)から(9)でございます。各種の手当の改正をはじめといたします令和7年度からの給与制度の改正内容でございます。

まず、扶養手当でございますが、令和7年度から2年間かけて配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額するものでございます。表に記載しておりますが、配偶者に係る扶養手当については、現行が月6,500円でございますが、令和7年度には3,000円に減額をし、令和8年度には廃止するものとしており、子に係る扶養手当については、1

人当たりの金額を現行の1万円から令和7年度には1万1,500円に、令和8年度には1万3,000円に増額するものとしております。

次に、通勤手当でございますが、新幹線等の特別料金も支給対象とし、支給限度額を現行の月5万円から15万円に引き上げるものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当でございますが、平日深夜に係る勤務に関する手当支給対象時間帯を見直しをさせていただくものでございます。現行の午前0時から午前5時を午後10時から翌日の午前5時までに変更するものでございます。

次に、住居手当でございますが、支給対象者に定年前再任用短時間勤務や再任用職員を加えるものでございます。

次に、令和7年4月1日からの新しい給料表への切替えでございます。切替えの趣旨でございますが、重い職責を担う管理職員に対して、役割に見合った処遇を確保することや早期に昇格した職員の処遇面のメリットの拡大を図ることを目的に、職務・職責に応じた給料体系の見直しを行うものでございます。

以上が今回提案いたしました給与制度の主な改正内容でございます。

続いて、8ページの下段でございます。

令和6年度の給与改定に伴う影響額でございます。条例改正後の全職員に支給する給料及びボーナスの影響額につきましては、2に記載のとおりでございます3億334万3,000円の増額が見込まれるところでございます。

続いて、議案について御説明をいたします。

議案書の6ページをよろしくお願ひいたします。

まず、第1条でございますが、筑紫野市職員の給与に関する条例第18条において期末手当の支給について定めており、第2項の期末手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の122.5でございますが、この月数を6月支給分は100分の122.5、12月支給分は100分の127.5に改めるものです。また、第3項の定年前再任用短時間勤務職員等については、6月、12月ともに100分の68.5ですが、6月支給分は100分の68.75、12月支給分は100分の71.25に改めるものです。

次に、第19条においては、勤勉手当の仕組みについて定めており、第2項第1号の勤勉手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の102.5ですが、その月数を6月支給分は100分の102.5、12月支給分は100分の107.5に改めるものです。また、第2項第2号の定年前再任用短時間勤務職員等については、6月、12月ともに100分の48.75ですが、6月支給分

は100分の48.75、12月支給分は100分の51.25に改めるものでございます。

また、別表第1、行政職給料表を議案書の6ページから14ページのとおり改正するものでございます。

次に、14ページ下段からの第2条でございますが、令和7年度からの改正箇所を規定しております。

第10条及び第11条の扶養手当に関する規定については、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1万円から1万3,000円に改正するものでございます。

次に、第12条の通勤手当に関する規定については、支給限度額を15万円に改正するものでございます。

次に、第17条の3の管理職員特別勤務手当に関する規定につきましては、手当の対象となる勤務を週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間から、午後10時から翌日の午前5時までの間に改正するものでございます。

次に、第18条の期末手当、第19条の勤勉手当に関する規定については、改正条例の第1条で改正いたします支給月数を令和7年度の支給月数に改めるものでございます。

次に、第19条の2の定年前短時間勤務職員等の適用除外に関する規定につきましては、住居手当の支給を可能とするために、適用を除外する手当から住居手当を削除するものでございます。

次に、15ページ下段から24ページにかけての別表第1の行政職給料表でございますが、令和7年4月1日からの給料表に改めるものでございます。

続いて、24ページからの附則でございます。

附則の第1条の施行期日等でございますが、第2条及び附則第3条から第6条までについては、令和7年4月1日からの施行とし、第1条の改正につきましては、令和6年4月1日から適用するものとしております。

次に、附則第2条においては、既に今年度支給しております給与については、改正後の給与条例の規定による内払いとみなす規定を定め、本議案可決後に差額の支給をさせていただく予定としております。

次に、附則第3条においては、令和7年4月1日の新給料表への切替えに伴う給料の号給切替えについて定めており、25ページから29ページの号給の切替表に基づき、切替えを行うものとしております。

次に、附則第4条及び第5条においては、号給の切替えに伴う経過措置を定めており、

号給の切替えにより不利益が生じる職員がいる場合について、切替え前の給料月額を保障する内容を定めているものでございます。

最後に、附則第6条でございますが、扶養手当の経過措置として令和7年度の取扱いを定めているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） この給与改定によって、実質賃金がずっと30年間目減りしてきたと言われていますが、それは回復されると見込んでいるのでしょうか。どうでしょうか。それだけ聞かせてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 実質賃金との兼ね合いでございますが、物価の上昇分との比較というところはなかなか難しい問題だと思っております。

今回の改正については、国家公務員の給料改正に合わせて、準じて行うというところで、人事院勧告については、民間の賃金水準との比較をして勧告がなされているものでございますので、民間企業の賃金水準の動きに応じてという内容でございます。

実質賃金との兼ね合いにつきましては、一定解消はされていると考えておりますが、これで全てかどうかというところについては判断をしかねるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 各種手当の関係で、地域手当の問題ですが、今度、来年の4月から改定ということですが、現状と4月から、県単位の分の変更のほうはどのような形で筑紫野市に及ぼすのか、具体的に金額的なものも分かれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 地域手当の件でございますが、今回、人事院勧告並びに国の改定内容を確認いたしますと、筑紫野市の支給割合の基準というのは4%と示されております。今回の地域手当の見直しに関しましては、これまでは自治体単位、市町村単位で支給率が国から示されていたものが都道府県単位で示されるようにという形で変わっております。

これまで筑紫野市におきましては、国が示した中身が3%に対して6%の地域手当の支給をしていたという状況でございます。これが今回、4%という形で国が示したという中身についての対応でございますが、職員団体との交渉、それから、地域の実情というところで、近隣の自治体の状況も確認した上で、来年度以降につきましても6%の支給を継続させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） そのこのところは別に問題ないんですかね。県からの、それから国からの指導とか、そういうものを含めて4%、福岡県4%、来年からも6%を支給したいということですが、その辺は別に問題ないのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 総務省のほうを示している内容においても、国が示す基準というのは、あくまでも、基準の目安という形で当然重要視しないといけないものではあるんですが、地域の実情、それから人材確保面等を考慮して、自治体単位で別の判断をすることを妨げるものではないという見解を出されておりますので、地域の実情、それから、職員団体との協議とかというところをしっかりと手順を踏んで判断をする分は差し支えないという見解が示されているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 3点お伺いします。通知を送らせていただいた、補足説明書の7ページに関してなんですけど、5番の扶養手当、6番の通勤手当に関して3点。

一つ目が、配偶者手当に関しては、現行から8年にかけて6,500円が廃止になる。子どもに関しては1万3,000円と。これ、扶養手当だけ見ると6,500円減って、お子さんが2人いる家庭でも6,000アップなので、差引きで500円マイナスになる。要はお子さんが3人以上ないとマイナスになってしまうというような計算になっているんですけども、これはどういう意図でこういうふうになっているのかというのが1点。

2点目は、配偶者と子どもの割合というのが、最初に説明いただいた国の法律によるもの、国ではどういう方針になっているのかというのをお伺いしたいのが2点目。

3点目は、通勤手当が新幹線等含めて5万円から15万円に一気に引き上がるのに当たって、具体的に筑紫野市で5万円を超えての方が何名いらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいというのが3点目になります。お願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、扶養手当の件でございます。扶養手当の、これはどういう意図でというところでございますが、赤司委員おっしゃられたとおり、配偶者が6,500円をそのまま廃止にして、子どもを3,000円上乗せても3人子どもがいないとマイナスじゃないかという御指摘だと思います。実際のところの話でいくと、必ずしも配偶者を扶養に入れているかどうかというところで、配偶者が働かれている場合も大いにございますので、総合的に、子どもに対する手当を手厚くしていこうという国の方針の中でこの制度が改正されるという御理解をしていただけたらなと思っております。

市の職員の状況においても、令和6年4月の時点ではございますが、配偶者に係る扶養手当を受けている職員が85名、子に係る扶養手当を受給している職員が170名、実際子ども的人数分でいうと331名ということで、この見直しによる影響額というのは、払うほうというか、歳出のほうが増えるような形、約300万円弱でございますが、歳出が増えるという見込みを立てておるところでございます。

というところで、子どもに係る手当を拡充していこうという方針の中での改正という御理解をいただければなと考えております。

通勤手当につきましては、5万円を超える職員が実際にいるのかというところでございますが、現状におきましては、5万円を超えるような通勤手当を支給すべきというか、対象になってくる職員はいない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 質疑のある方、ほかにいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第71号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第71号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時39分

再開 午前10時59分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただいて、その後、出席職員の紹介を併せてお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） こんにちは。市民生活部、杉村です。

議案第73号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明職員担当の国保年金課職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長、坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願い致します。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第73号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第73号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書、給与等の改正に関する補正予算書の3ページから18ページとなります。

内容につきましては、提案内容補足説明書により御説明をさせていただきます。該当部分、提案内容補足説明書、37ページを発信させていただきます。タップをお願いいたします。提案内容補足説明書、37ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ806万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ101億3,736万7,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容でございますが、令和6年度人事院勧告に伴う職員給与改定分となります。

内容といたしまして、報酬255万9,000円、給料201万1,000円、職員手当256万5,000円、退職手当組合負担金21万4,000円、共済費71万5,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、歳入予算補正の内容でございますが、先ほど御説明いたしました歳出見合いの分といたしまして、一般会計繰入金の職員給与費を734万9,000円、県負担金・補助金を71万5,000円計上させていただいております。

内容は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第73号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第73号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するものと決しました。

以上で総務市民常任委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時03分